

説明資料 3

共通義務確認訴訟確定判決の内容について

本件に関する令和2年(ワ)1254号さいたま地裁令和3年2月26日の判決の内容について、下記のとおり説明します。

同訴訟は、平成30年6月5日以降、本件訴訟の被告である(株)ZERUTAとの間で、給料ファクタリングの契約(給料債権譲渡契約)を締結し、関係があった方が、(株)ZERUTAに対して支払った金額全額を損害として、(株)ZERUTAが支払う義務があると認めた判決です。この場合、(株)ZERUTAから受領した金額を損害額から控除する必要はありません。

(株)ZERUTAと取引をして(株)ZERUTAに支払った方は、(株)ZERUTAから受け取った金額がいくらであるかにかかわらず支払った金額、その法定利率(令和2年3月31日までの支払いは年5%、以降の支払いは年3%)に基づく遅延損害金及びこの手続きにかかる手続き費用全額が損害になります。

判決の内容は以上のとおりですが、この手続きに参加しても(株)ZERUTAの資産が対象消費者の損害額の合計を大きく下回る可能性がありますので、この手続きで全額の支払いを受けられる見込みはないことにご留意ください。

【重要】

本件では、届出額全額の回収が難しいと思われることから、実際に債権届出をする損害等の内容としては、以下のように統一する予定です。

- ① (株)ZERUTAに給与ファクタリングに関して支払った合計金額
- ② 上記①の各支払日から当会が最初になす債権届出日までの遅延損害金
- ③ 手続参加のための費用として金5000円

説明資料 4

対象消費者かどうかの確認について

あなたが対象消費者であるかどうかについては、以下のことから確認してください。

- 1 あなたが、(株)ZERUTAとの間で、平成30年6月5日から令和3年1月15日まで、(株)ZERUTAに対して、給料ファクタリングに関して支払いをしたことがある場合は、あなたは、今回の手続きに参加する資格があります。
- 2 支払いをした金額から、あなたが(株)ZERUTAから受け取った金額を差し引く必要はありません。支払った金額の全額が損害になります。
- 3 支払いをした証明書としては、(株)ZERUTAの間との契約書と(株)ZERUTAに対して支払いをした振込証又は(株)ZERUTAを支払先としている銀行通帳の写しなどを送付していただき、確認させていただくことになります。
すべてがそろっているのが望ましいですが、すべてがそろっていない場合でも他の証拠との兼ね合いで一部または全部の損害が認められる場合もあります。

※**提出書類3** に、支払いをした証明書を貼付していただきます。